

## 1 2021 年度の事業報告

### <2021 年度方針のふりかえり>

2021 年度は、新型コロナウイルスの影響が続き、感染拡大防止の観点から「新しい生活様式」が呼びかけられる中、“**新たなつながりによる消費者運動づくり**”を重点課題として掲げ、オンラインでの会議や学習会・シンポジウムなどを中心に活動を進めました。各会員団体においても、オンラインでの会議・学習会の開催や、実参加とのハイブリッド開催が行われるなど、消費者運動の新たな活動のあり方を模索してきました。

2021 年 5 月に行われた第 9 回通常総会は、原則書面での決議とし、議事を進めるための最低限の人数で実開催を行いつつ、ZOOM による傍聴を新たに取り入れました。また、総会開催後に、会員団体との交流会を行い、理事団体以外の会員団体の参加もありました。

また、2021 年度は以下の方針に沿った課題に取り組みつつ、このほかにも常任理事会、理事会などで都度判断しながら活動を進めました。

#### 1. 消費者問題・消費者運動への社会的な理解促進と主体的な基盤整備

##### (1) 消費者運動への幅広い理解・参加の獲得

消費者運動総体として、歴史の継承・後進の育成が課題となってきました。会員団体や他分野における取り組みの工夫に学ぶ企画を実施することや、インターンシップ受け入れ、学生賛助会員獲得に向けた働きかけなどを通じて、今後の多様な参加のあり方を追求します。とくに、大学での講師対応など、幅広い層への理解を広げる取り組みを進めます。

また、コロナ禍により Web 対応を進めている団体が増えていることから、地域の会員団体と Web での活動交流を行っていきます。

→明治学院大学から 3 名、お茶の水女子大学から 1 名のインターンシップ受け入れを行いました。インターンでは、成年年齢引き下げの啓発を等身大の目線で行う学習資料の作成などに取り組みました。また、2021 年 4 月 20 日に大東文化大学の 3 年生を対象に、「消費者力を高める」と題した講義を行い、その中で消費者団体の役割・活動内容などを若い世代に伝えました。

→オンラインでの学習会やシンポジウムの開催を進め、100 人を超える参加のある学習会が増えました。また、第 9 回定時総会后に会員活動交流を行った他、地域の消費者団体との交流会を 2022 年 1 月 28 日、2 月 3 日の 2 回にわたって開催しました。

##### (2) 新たな情報発信に向けた研究

若年層をはじめ消費者運動への幅広い参加を獲得する上でも、ホームページや機関紙「消費者ネットワーク」のほか、情報発信の多様化が必要です。2018 年秋にスタートした SNS (Facebook・Twitter) のタイムリーな更新を継続するほか、フォロワー数の増加を目指します。また、ハッシュタグデモなど、取り組みへの参加や賛同の呼びかけを行うツールとしての活用も検討していきます。2021 年度は、とくに若年層に向けた情報発信の在り方を検討、試行していきます。

→Facebook と Twitter の頻繁な更新を通じてタイムリーな情報発信を進めました。2022 年 3 月時点でのフォロワー数は、Facebook が 294 名、Twitter が 398 名 (2021 年 3 月時点でのフォロワー数は、Facebook が 240 名、Twitter が 288 名でした)。オンラインによる学習会が増えたことで、学習会開催のお知らせやその開催報告、意見書

提出のお知らせなどの情報提供が活用される機会が増えており、順調にフォロワー数を伸ばしています。また、特商法・預託法改正運動の中では、Twitterでのハッシュタグデモなど、新たな取り組みにチャレンジしました。

### (3) 「NPO法人消費者スマイル基金」への支援

消費者スマイル基金が2017年にスタートし、これまでに計7回の助成事業を実施することができましたが、運営基盤・財政基盤は十分とは言えません。引き続き本基金の事務局として、消費者運動への社会的な理解促進を進めるとともに、消費者団体の財政基盤づくりに寄与します。

→「消費者スマイル基金」の事務局支援に引き続き取り組み、これまでに計9回の助成を実施することができました。2020年度(2021年8月末)は、5団体に合計110万円の助成を行いました。「消費者スマイル基金」では、ホームページのスマートフォン対応や、ホームページに一般消費者向けの消費者被害情報提供のページを引き続き更新しました。一方、コロナ禍の影響を大きく受け、寄付金確保は十分にできませんでした。2022年3月時点で「消費者スマイル基金」の会員数は個人正会員79名、団体正会員23団体、団体賛助会員54団体となりました。また、消費者裁判手続特例法改正の検討会が行われ、委員として基金事務局長が参加しました。検討会の報告書についてパブコメが募集され、法改正準備に入っています。

## 2. 消費者が安全で安心できるくらしの確保

### (1) 消費者基本計画工程表見直しへの対応

2020年度から5か年計画として策定された第4期消費者基本計画は消費者政策推進の要であり、毎年度の工程表見直しに向けて、フォローアップと政策提言に取り組みます。

→2021年5月に第4期消費者基本計画の改定案(コロナ関連の記述の追記)及び工程表素案に対してパブリックコメントを提出し、工程表に意見が一定反映されました。

### (2) 地方消費者行政の強化

地方消費者行政プロジェクトで自治体消費者行政調査に取り組み、現状把握に努めます。そのうえで求められる施策などについて、シンポジウム等で社会に発信します。

→地方消費者行政プロジェクトでは、2020年度に続き「都道府県の消費者行政調査」に取り組み、2022年2月に報告書を公表するとともに、「地方消費者行政の充実・強化のための意見」を消費者担当大臣・財務大臣等へ提出しました。また、調査を踏まえ、3月に「地方消費者行政の充実・強化を考えるシンポジウム」を開催しました。今回は、コロナ禍での地方消費者行政の推進状況やICTの活用状況などについて調査・提言をしており、調査結果や意見書は関心の高い内容となっています。また、地方の消費者団体において市町村消費者行政調査の状況を共有しました。コロナ禍の影響で実施できなかった団体もあり、12都県で区市町村調査が取り組まれました。

### (3) 消費者契約法改正など消費者関連法の強化

預託法や特定商取引法の2021年改正に向け、議員要請や院内集会などに取り組みます。

デジタルプラットフォーム企業をめぐる問題について、消費者庁検討会の報告を踏まえ、2021年の新法制定に向けて取り組みを進めるとともに、積み残されたCtoCの取引などの課題を早期に検討するよう求めていきます。また、オンラインマーケットプレイス協議会との意見交換会などを進めます。

消費者裁判手続特例法の改正に向けて動向を注視するとともに、適格消費者団体の開催するバックアップ会議への参加や、政策提言を行います。

消費者契約法の 2022 年改正に向け、消費者庁検討会などでの意見表明を進めます。

成年年齢の引き下げが 2022 年に控える中、若年者の消費者被害が広がることのないよう、法整備や消費者教育などの施策の動向を注視し、消費者契約法の改正とあわせて実効性のある救済措置を求めます。また、若年層に向けた啓発・周知を、会員団体とも協力しながら進めていきます。

改正公益通報者保護法の指針策定に向けて注視していきます。

- 特商法・預託法については、国会での参考人招致への対応などを含め、改正運動を進めました。しかし、契約書面等の電子化を認める条文について突如として盛り込まれ、論議が不十分であることから改正案から削除を求める運動を行いました。この書面電子化の問題については、1 年施行が延期され、政省令で詳細を定めることとなり、「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」のワーキングチーム会合におけるヒアリングに対応しました。また、2016 年改正の「5 年後見直し」に伴う 2024 年の抜本的改正を目指して、学習活動を進めました。
- デジタルプラットフォームについては、通常国会での新法制定に向けて議員要請などに取り組みました。また、法制定後は官民協議会準備会に構成メンバーとして参加しました。
- 消費者裁判手続特例法と消費者契約法の改正運動については、通常国会にて検討会報告書に沿った改正となるよう、学習会の開催や、意見書の提出を呼びかけた他、消費者団体（特定適格消費者団体や全国連の消費者団体など）や契約法に関連する弁護士と「改正消費法・特例法幹事会」を結成し、議員要請や政党ヒアリング対応などを行いました。
- 成年年齢の引き下げについては、2021 年 8 月に緊急アンケートを実施し、2016 年実施時との比較分析などについて公表し、報道機関などに活用いただきました。また、2021 年度のインターンが作成した啓発資料を基に、啓発用の動画を作成し、2022 年 2 月に公開しました。
- 改正された、公益通報者保護法の指針策定に向けてバックアップ会議に参加し、策定された指針及び指針の解説について、2021 年 11 月に学習会を開催しました。

#### （４）食品安全・表示に関する対応

食品の安全に関わる課題や、食品添加物不使用表示に関するガイドラインの策定、EC サイトにおける食品表示、ゲノム編集技術を利用した食品の取り扱い（市場での表示やリスクコミュニケーションなど）、2022 年 3 月に経過措置終わる原料原産地表示などの表示に関わる課題、健康食品や減塩などの健康に関わる課題、国連食料システムサミットなどの食品流通に関わる課題などについて、学習や政策提言を進めていきます。

- 「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会」に委員参加し、パブリックコメントも提出しました。
- ゲノム編集技術を利用した魚類の食品衛生上の取扱いについて遺伝子組換え食品等調査会へ参考人委員として参加し、魚類の取扱いにおける留意事項を確認するとともに、開発者により自主的に食品への表示がされること、関係省庁と連携したリスクコミュニケーションの取り組みを進めることなどを求めました。
- 減塩に関する学習会を行いました。
- 国連食料システムサミットに関する学習会を企画実施し、ヒアリング対応も行いました。
- EC サイトの食品表示に関する検討会に対応し、手引きの策定に取り組みました。

#### （５）環境・エネルギー問題に関する対応

「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に関連してエネルギー基本計

画の見直しに関する論議を注視し、適宜政策提言を行います。

エネルギー問題に関しては、審議会で検討されている再生可能エネルギー主力電源化の課題（非化石証書制度の見直し等）や容量市場制度見直しなどの論点について、動向を注視し政策提言を行います。LP ガス料金透明化問題について学習を進め、業界への改善要請を行います。マイクロプラスチックや容器・包装など、環境に関する諸課題に対応します。

→LP ガス料金透明化問題について、LP ガス料金に関する情報を日本生協連より提供いただき、データ分析を行い、全国・都道府県LP ガス協会等事業者向けの要請書と実態アンケートを送付しました。ほぼ全県からアンケートが集まり、それをもとに学習会を実施しました。また、全国LP ガス協会と共に国交省通知「LP ガス無償配管・無償貸与等による料金の不透明に対する賃貸住宅契約前情報提供の取組み」に関する共同記者会見を行いました。その後、北海道生協連の協力も得て、取材協力を行いLP ガス業界紙、全国紙にもLP ガス問題の記事が掲載され、特に設備費用のガス料金上乘せ、不動産会社とガス会社との商取引の問題などが多く取り上げられました。

→福島第一原子力発電所に貯蔵されているALPS処理水の取扱いに関して、その後の経過報告を受けています。次年度に向けて、視察等を検討していきます。

→第6次エネルギー基本計画（案）について、学習会を3回実施し、パブリックコメントを提出しました。その後の回答についても確認、理事会で共有しました。

→エネルギー関連の審議会委員のバックアップの場としての「エネルギー問題懇談会」を中心に、電力関係の委員会や検討会、部会などの論議進行状況を共有化し、メンバーが参加している各委員会で消費者団体として足並みを揃えられるようにしています。

#### （6）その他課題

デジタル庁設立に関する個人情報の一元化等の課題、個人情報保護法見直し、SDGs、単位価格表示（ユニットプライス）、公共料金、キャッシュレス、電気通信、固定電話・郵便・ブロードバンド等のユニバーサルサービス、災害と消費行動などの問題について、情勢に応じて対応を進めます。

→公共料金問題について、消費者委員会の検討会に委員参加しました。

→国土交通省「ソフトメータ運賃制度拡大WG」にて、GPS 情報からの位置情報により地図上の走行経路を特定し距離を算出する新たなソフトメータの導入について、ヒアリング対応をしました。

→総務省「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」の最終取りまとめ案について、2022年1月に学習会を行うとともに、パブリックコメントに意見を提出しました。

→法制審議会—民事訴訟法（IT化関係）部会にて、裁判等の手続きが電子化される論議について、バックアップ会議に参加し、意見書の提出などを行いました。また、「期間限定訴訟（旧：新たな訴訟手続き）」や「和解に代わる決定」などの制度導入の反対運動に加わり、主婦連合会や全国消費生活相談員協会と連名での声明の公表や集会に参加しました。

### 3. 国内各団体や国際的な消費者運動との連携強化

#### （1）会員団体との連携強化

消費者団体の有する資源は限られており、個々の団体で全ての分野に精通することは困難です。消費者団体全体として社会的影響力を発揮するため、全国消団連は引き続き、会員団体が一致できる主張の社会的「拡声器」としての役割を果たしていきます。また、Webシステムを活用して地域団体との連携を強めます。特に地方消費者行政などの地域課題について、地域団体との情報共有レベルを高めながら、課題解決に取り組みます。

→2021年度には、この間の連携をベースに、地域の消費者団体や非営利団体などの新た

な会員団体に加入いただきました。また、2021年の通常総会後に交流会を開催した他、2022年1月、2月には、地域の会員団体との交流会を開催し、地域団体の参加が進みました。

→事務局として参画している全国消費者大会について、2021年度の第60回大会を、第59回に続きオンライン形式で開催し、3セッションの延べ参加人数は426名となりました。

## (2) 専門家との連携

預託法・特定商取引法改正に向けて、法律専門家との連携を強化していきます。また、環境・エネルギー分野についても環境団体、新エネルギー研究分野の専門家と連携して学習や活動、政策提言を行います。

→預託法・特商法改正では、弁護士や全国連の消費者団体と幹事会を結成し、運動をともに取り組みました。また、エネルギー懇談会にて、定期的に情報交換や内部学習などを行いました。

## (3) 国際的な消費者運動との連携強化

引き続き、CIから発信される情報に学ぶ、取り組み要請に応えるなどして国際的な消費者運動との連携強化を図ります。G20消費者政策国際会合を受けて設立された「徳島県持続可能な社会を目指した国際連携ネットワーク」に参加します。

また、コロナ禍における国際的に共通する消費者課題や、社会のデジタル化に伴って増加する国を超えた消費者問題などに対応するため、国際活動専門委員会の活動を活性化していきます。

→2021年5月より、国際活動専門委員会を再開し、マリムトゥ会長をはじめCI事務局との懇談会を定期的に行うなど、連携を強化しました。また、CIに国内の取り組みを紹介し、CIのニュースレターに掲載されました。

→2021年10月26日に、「徳島県持続可能な社会を目指した国際連携ネットワーク(TIS)会議」にオンライン参加しました。

## (4) 他団体との連携強化

環境に関する問題や、成年年齢引き下げ問題などで活動している様々な団体と情報交換を行うなど連携強化を図るとともに、こうした方々に消費者運動・消費者団体の存在を知っていただくべくアピール強化を進めます。

→成年年齢引き下げの取り組みでは、2021年8月に実施した緊急アンケートでは、全国大学生協同組合連合会と連携し、多くの若年層の回答を得るとともに、学生達に成年年齢引き下げの問題の意識付けを行う契機ともなりました。

## (5) 専門委員会の取り組み(PLオンブズ会議、国際活動専門委員会)

PLオンブズ会議では、委員を增強し、PL法の改正も捉えた取り組みを進めていきます。また、国際活動専門委員会の活動を活性化していきます。

→PLオンブズ会議では2021年7月1日に「PL法の歴史とネット社会の新たなPL問題」として報告会を開催しました。

→国際活動専門委員会では、2022年3月15日の「世界消費者権利の日」と連動し、テーマである「公正なデジタル金融」について学習会を開催しました。